

1 平成 22 年度長野市の保育所保育料について

平成 22 年度の保育料にあたっては、子育て世帯への負担軽減の維持と、応能負担の見直しの観点から、高所得世帯の負担を見直すこととする。

なお、今後とも、子育て世帯への負担軽減の維持とさらなる子育て支援の強化に努めること。

記

現行の保育所保育料徴収基準額表のうち、階層区分 D10 における世帯の所得税額の区分の「413,000 円以上」を「413,000 円以上 734,000 円未満」に改め、階層区分 D11 を新設し、同階層区分における世帯の所得税額の区分を「734,000 円以上」とする。階層区分 D11 の保育料額(月額)の 3 歳未満児の場合を「56,700 円」とし、3 歳以上児の場合を「31,800 円」とする。